

## 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年2月17日
【発行者の名称】	株式会社テクノスマイル (TECHNOSMILE, INC.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 馬見塚 讓
【本店の所在の場所】	福岡県宮若市竹原236 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は最寄りの連絡場所で行っております。)
【電話番号】	—
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5番28号
【電話番号】	092 (433) 5822
【事務連絡者氏名】	執行職役員 経営管理本部副本部長 花田 正義
【担当J-Adviserの名称】	名南M&A株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	名古屋市市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.meinan-ma.com/ir/highlight/">https://www.meinan-ma.com/ir/highlight/</a>
【電話番号】	052 (589) 2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2025年3月17日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社テクノスマイル <a href="https://www.technosmile.co.jp/">https://www.technosmile.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期（中間）
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2024年9月
売上高（千円）	8,234,692	9,555,606	9,848,013	5,305,482
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△156,858	85,245	168,473	93,891
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△143,837	△1,946	123,705	64,601
包括利益（千円）	△141,023	1,505	122,818	55,194
純資産額（千円）	802,715	777,870	870,807	866,238
総資産額（千円）	5,304,921	5,347,520	5,538,981	5,317,457
1株当たり純資産額（円）	1,995.52	1,924.50	2,159.26	2,142.62
1株当たり当期（中間）純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	△361.04	△4.89	310.49	162.14
潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益（円）	—	—	—	—
自己資本比率（％）	15.0	14.3	15.5	16.1
自己資本利益率（％）	△16.2	△0.2	15.2	7.5
株価収益率（倍）	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△111,671	300,345	479,457	17,765
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△316,206	△142,422	△183,970	△126,378
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	279,094	△135,515	△43,642	△85,712
現金及び現金同等物の期末（中間期末）残高（千円）	1,387,494	1,411,983	1,666,477	1,469,257
従業員数（人）	1,638	1,623	1,703	1,738

- (注) 1. 当社は、第22期より連結財務諸表を作成しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
5. 2024年11月8日開催の取締役会決議により、2024年12月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（中間）純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
6. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第24期の連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第22期及び第23期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第25期（中間）の中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

(2) 発行者の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
1株当たり配当額 (円)	75.00	75.00	150.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
配当性向 (%)	-	-	178.6

(注) 1 第22期、第23期の配当性向については当期純損失であるため、記載しておりません。

2 2024年11月8日開催の取締役会決議により、2024年12月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり配当額を算定しております。

## 2 【沿革】

年月	事項
2000年9月	自動車製造事業（製造工程請負事業）を目的として、福岡県福岡市中央区に株式会社テクノスマイル（資本金30,000千円）を設立。福岡県鞍手郡宮田町（現福岡県宮若市）に宮田事業所（現宮若オフィス）を開設
2002年8月	愛知県豊田市に豊田営業所（現豊田オフィス）を開設
2002年10月	一般労働者派遣事業の許可取得
2003年2月	有料職業紹介事業の許可取得
2004年4月	日本語教育ノウハウ及び優秀な外国人材の獲得を目的に、エフ・エイ・エス株式会社を買収（2015年4月売却）
2004年11月	中華人民共和国における日系企業向けの総合人材サービス事業を目的として、同国天津市に天津育豊人材培训中心有限公司を設立（2019年11月天津育豊企業管理コンサルティング有限公司に社名変更、2021年6月清算結了）
2005年4月	新入社員に対する技術訓練等を目的として福岡県築上郡築城町（現福岡県築上郡築上町）に築城研修所（現北九州研修所）を開設
2006年4月	福岡県宮若市に若宮工場を開設
2006年8月	福岡県北九州市八幡西区に北九州支店を開設（2018年7月北九州オフィスに名称変更、2022年3月閉鎖）
2006年10月	東京都中央区に東京営業所（現東京オフィス）を開設
2008年10月	大阪府大阪市北区に大阪支店（現大阪オフィス）を開設
2009年2月	福岡県宮若市に本店を移転
2009年5月	アジア人材ネットワークの強化を目的に、株式会社TEPS（現株式会社POH（注）1）の全株式を取得し子会社化
2015年5月	栃木県小山市に栃木支店（現栃木オフィス）を開設
2016年4月	愛知県豊田市に愛知本社を設置
2016年4月	一般社団法人日本BPO協会により、製造請負優良適正事業者に認定
2016年10月	教育・コンサルティング事業の強化を目的に、子会社の株式会社TEPSを株式会社JPA（現株式会社POH（注）1）に社名変更するとともに愛知県豊田市に本店を移転
2016年10月	タイ王国のバンコクにタイ人の育成拠点として子会社の株式会社JPA（現株式会社POH（注）1）がJPA RECRUITMENT (THAILAND) CO., LTD.（現POH RECRUITMENT (THAILAND) CO., LTD.）を設立（2025年2月解散）
2017年6月	ミャンマー連邦共和国のヤンゴンにミャンマー人の育成拠点として子会社の株式会社JPA（現株式会社POH（注）1）と共同出資でJPA (MYANMAR) COMPANY LIMITED（現POH (MYANMAR) COMPANY LIMITED）を設立
2018年4月	熊本県熊本市東区に熊本オフィスを開設
2018年8月	愛知県知多郡南知多町に株式会社JPA（現株式会社POH（注）1）が東海研修所知多を開設
2019年4月	福岡県福岡市博多区に福岡本社を設置
2019年7月	東京都港区に東京オフィスを移転
2020年3月	外国人材に対する高度な日本語教育の開発・実施を目的に、愛知県安城市に株式会社JTR（現株式会社J-HOL（注）2）を設立
2020年4月	自動車開発設計を専門とするATEX株式会社の全株式を取得し子会社化
2021年3月	求職者ファーストの求職登録サイト「T-SMILE CLUB」を開設
2021年3月	日本語学習プログラム「J-HOL」をリリース
2021年6月	IT・AI分野にて企画・開発・運営及び人材事業を行う株式会社クラウドナインの全株式を取得し子会社化

年月	事項
2022年4月	採用力強化のため、北九州オフィスを宮若本社へ統合
2022年5月	I Tをはじめとする優秀なエンジニアを確保するため、高等教育が充実しているインド共和国のタミル・ナードゥ州にTechnosmile (India) Private Limitedを設立
2022年7月	愛知県名古屋市長区に愛知本社を移転
2022年12月	熊本県菊池郡菊陽町に熊本オフィスを移転
2023年1月	派遣スタッフ管理システムの共同開発を目的として株式会社クラウドスタッフィングと資本業務提携
2024年7月	福岡県豊前市に株式会社POHの本店を移転

- (注) 1. 子会社の株式会社TEPSは2016年10月に株式会社JPAに社名変更の後、2022年1月に現社名である株式会社POHに社名変更しております。
2. 2022年1月、子会社の株式会社JTRを株式会社J-HOLに社名変更いたしました。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社6社（国内4社、海外2社）で構成されており、総合人材サービス事業を営んでおります。

当社グループは、「心こめ、よい人材と、ものことづくり。」の基本理念のもと、人材育成体制を強化のうえ、価値の高い人材を育成し、産業界の生産性向上に資する人材サービスを提供する「価値創造型の人材サービス会社」を目指して事業を展開しております。特に構造的な人材不足の環境下で、日本語レベルが高く、長期的に日本で働く意思を持った海外人材（POH(注)）の育成、供給に力を入れております。

当社グループは、総合人材サービス事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、主要な分野別に記載しております。(注) POHは「Premium Overseas Human」の略称です。

#### (1)ファクトリー&サービス系事業

ファクトリー&サービス系事業は、多様化する製造業のニーズに応え、人材不足などさまざまな課題に向き合い、「製造派遣」、「製造請負」及び「教育・研修」で、ものづくりの生産性向上に寄与しております。

##### a. 製造派遣

製造派遣は、自動車産業を中心に製造業への派遣サービスを行っております。

また、労務費の変動費化による製造コストの最適化、業務の効率化、品質改善、スピードアップなど様々な顧客ニーズに応じております。

##### b. 製造請負

製造請負は、製造ラインや製造部門すべての業務を請け負います。

製造ライン請負、工程別請負、工場一括請負、検品検査請負等、顧客の要望に応じた製造請負を行っております。

##### c. 教育・研修

教育・研修は、外国人技能実習制度における入国後講習の受託や海外人材に対する日本語教育を実施しております。子会社として、株式会社POH、株式会社J-HOL、POH (MYANMAR) COMPANY LIMITED、Technosmile (India) Private Limitedがあります。株式会社POHは、グローバル人材の教育、株式会社J-HOLは、教育コンテンツの開発・配信、POH (MYANMAR) COMPANY LIMITED及びTechnosmile (India) Private Limitedは、それぞれ自国内でグローバル人材の教育を行っており、日本国内の構造的な人材不足の問題に対し、日本語のできる海外人材を供給しております。

#### (2)テクノロジー系事業

テクノロジー系事業は、高い技術と弛まぬ向上心に満ちた国内外の技術者集団であり、日本の「ものことづくり」により国内外のお客様の技術開発に貢献している分野です。プロフェッショナルエンジニアによるエンジニアの育成とハイレベル技術人材を中心とした派遣・請負・紹介事業で「ものことづくり」をサポートしております。

##### a. エンジニア人材アウトソーシング

開発現場のスピード化、グローバル化に対応した、多様な人材に対応しております。

日本人エンジニアだけでなく、当社グループの海外ネットワークを活用して、各国の上位大学を卒業した優秀な日本語の出来る新卒エンジニアを派遣しております。子会社として、ATEX株式会社と株式会社クラウドナインがあります。ATEX株式会社は、車両の開発設計、株式会社クラウドナインはITの企画・開発・運営事業を行っており、幅広い分野で設計開発の業務を受託しております。

##### b. エンジニア人材育成

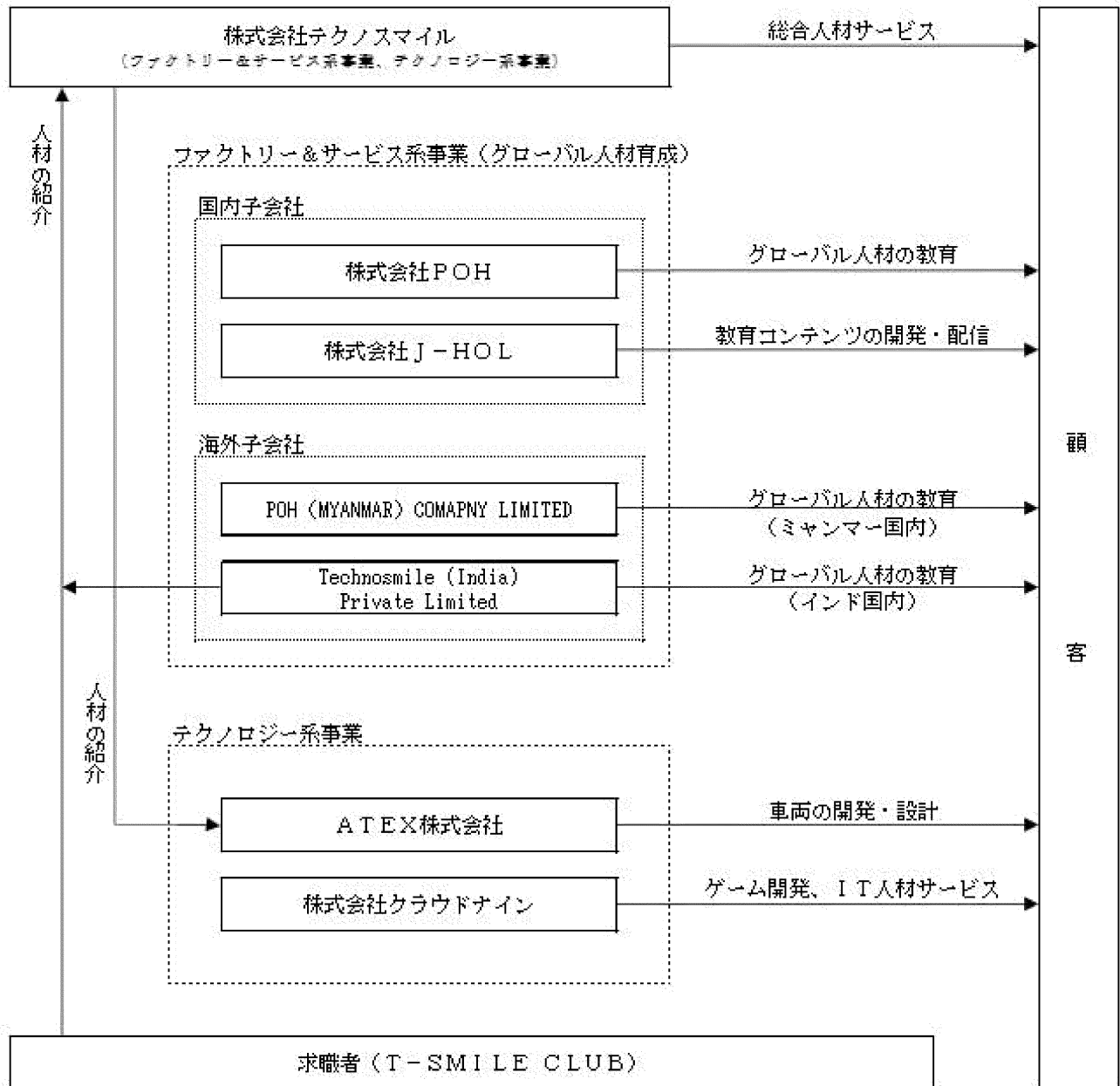
ハイスペックなエンジニアを育成するための研修やキャリアアッププランの充実、理工系大学を確保するため、国内大学に加えて海外の大学とも連携して、新卒エンジニアの採用にも力を入れております。



[事業系統図]

連結会社の事業系統図は次のとおりです。

なお、当社は、ファクトリー&サービス系事業、テクノロジー系事業及び子会社統括の各機能を有しています。



#### 4 【関係会社の状況】

2024年3月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社POH	愛知県安城市	千円 51,000	教育・コンサルティング事業	100.0	営業・経理業務等の受託 資金の貸付 金融機関債務保証
株式会社J-HOL	愛知県安城市	千円 10,000	教育・コンサルティング事業	100.0	営業・経理業務等の受託 資金の貸付 金融機関債務保証 役員の兼任 1名
POH RECRUITMENT (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク市	千タイバーツ 2,000	教育・コンサルティング事業	86.9 (86.9)	渡航・営業に関するサポート業務の委託
POH (MYANMAR) COMPANY LIMITED	ミャンマー ヤンゴン市	千米ドル 300	教育・コンサルティング事業	100.0 (98.3)	資金の貸付
Technosmile (India) Private Limited	インド タミル・ナードゥ州	千ルピー 7,000	教育・コンサルティング事業	74.0 (2.0)	インド人採用における各種事務業務の受託 ライセンス貸与
A T E X株式会社	東京都多摩市	千円 10,000	車両の開発・設計	100.0	労働者派遣契約 資金の貸付
株式会社クラウドナイン	東京都目黒区	千円 25,203	ゲーム開発、IT人材サービス	100.0	システム保守業務の委託 役員の兼任 1名

- (注) 1. 「議決権所有割合又は被所有割合」欄の( )書は、間接所有であり、内数であります。  
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
 3. 株式会社POHは、資本金又は出資額が親会社(上場申請会社)の資本金の10%以上に相当する会社のため、特定子会社に該当します。  
 4. 株式会社POH (MYANMAR) COMPANY LIMITEDは、資本金又は出資額が親会社(上場申請会社)の資本金の10%以上に相当する会社のため、特定子会社に該当します。  
 5. 株式会社クラウドナインは、資本金又は出資額が親会社(上場申請会社)の資本金の10%以上に相当する会社のため、特定子会社に該当します。  
 6. 株式会社クラウドナインについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。当該会社の当連結会計年度の主要な損益情報等は次のとおりです。

主要な損益情報等

(1) 売上高	1,041,079千円
(2) 経常利益	88,328千円
(3) 当期純利益	58,816千円
(4) 純資産額	401,027千円
(5) 総資産額	713,565千円

7. 2024年9月13日開催の取締役会において、連結子会社であるPOH RECRUITMENT (THAILAND) CO., LTD. を解散及び清算することを決議いたしました。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
総合人材サービス事業	1,846
合計	1,846

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 当社グループは、総合人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 発行者の状況

2025年1月31日現在

	従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
管理系従業員	149	43.8	6.4	5,113
現業系従業員	1,635	34.3	2.5	3,889
合計又は平均	1,784	35.2	2.9	4,003

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 管理系従業員とは、営業従事者、事務作業従事者及び管理職等の総称であります。現業系従業員とは、労働者派遣法に基づき派遣される派遣従業員及び自社工場を含む製造等の請負現場で業務する従業員の総称であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社グループは、総合人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

第24期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症5類移行により、関係する行動制限が解消されました。それにより個人消費やインバウンド需要が増加するなど、経済活動の正常化が進みました。しかし一方では、為替変動、原材料価格やエネルギーコストの高騰による物価上昇に歯止めがかからず、消費者マインドの変化など、先行きの不透明な状況が続きました。

当社グループの主要顧客である自動車業界では、部品不足による生産調整、メーカーの認証不正発覚による生産活動の一時中止などが発生いたしました。そのため人材サービスを提供する当社においては、売上の低迷と経営効率の低下が生じることとなりました。しかしながら、国内における日本人労働力が不足する中、当社の強みである海外人材サービスにおいて、日本語の出来る優良海外人材や外国人労働者に対する通訳派遣など、幅広い人材提供サービスを展開し、その結果、日本人労働力不足による売上の低下をカバーすることができました。

また、エンジニア・IT関連における労働力については、国内のDX化推進によって、関連する人材の旺盛な需要が見られました。しかしながら、同業他社との人材の獲得競争が激化し、一層の営業力や採用力の強化が課題となりました。そのようななか、当社はエンジニア・IT関連の人材派遣においても、増加する外国人技術者のニーズに応えるべく、海外人材サービスの対応力強化に邁進してまいりました。

#### ファクトリー&サービス系事業

当連結会計年度のファクトリー&サービス系事業においては、得意先である自動車メーカーの海外向け生産台数低迷が影響し、労働者派遣のオーダー数が減少しました。一方、製造請負分野においては、主要取引先メーカーの新規案件受注により売上は好調に推移したものの、年末にかけてのメーカー認証不正発覚による生産中止が影響し、年明け以降の売上は低迷いたしました。しかし、製造業の海外人材派遣においては、日本人材不足と新型コロナウイルス感染症5類移行による入国規制撤廃と相まって、海外人材の需要が増加いたしました。それにより当社グループの特徴である優良海外人材（POH）提供が拡大し、売上を大幅に伸ばすことが出来ました。また、当社所有の研修所施設をより快適に使用していただけるよう、大幅な改修工事を実施し、更なる海外人材の入国受入体制を強化いたしました。さらに各得意先のシェア拡大を図るため、労働者派遣人材の募集方法を見直し、募集にかかる投資配分の最適化など採用力強化に努めてまいりました。その結果、売上高は前期比7.6%増の7,383,506千円となっております。

#### テクノロジー系事業

当連結会計年度のテクノロジー系事業においては、国内自動車メーカーより、車体設計関連の業務を新規受託することが出来ました。これは当社の強みである技術者派遣の分野で日頃より積み上げてきた信頼性と技術力の高さを評価していただいた結果であります。またIT関連分野につきましては、近年、国内のDX化によるIT関連開発需要によって売上を順調に伸ばしてまいりましたが、当連結会計年度前半にかけては、人材獲得の競争激化によるエンジニア不足が発生し、売上は低迷いたしました。しかし、後半にかけては、組織力強化と営業力強化によってIT分野の新規案件を受注し、売上を回復することが出来ました。その結果、売上高は前期比8.5%減の2,464,506千円となっております。

以上のような取組みを行った結果、当期の連結業績は、売上高9,848,013千円（前期比292,406千円増）、経常利益168,473千円（前期比83,227千円増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は123,705千円（前期比125,651千円増）となっております。

第25期中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間連結会計期間（2024年4月1日～2024年9月30日）における我が国経済は、個人消費や設備投資の復調により、プラス成長を維持しました。当社の主要取引先である自動車産業を含む製造業においても、日銀短観による業況判断の先行きは、小幅ではあるものの改善が見られます。一方で、国内の労働者は依然として不足状態にあり、労働市場は逼迫しております。そのような状況下、海外からの入国制限緩和も相まって、入国者数は増加しており海外人材の就労者数は増加傾向にあります。

当社グループの主要顧客である自動車業界では、新型コロナウイルスの感染拡大の収束及び半導体不足の緩和により生産台数は回復傾向にあり人材需要は増加しつつあります。一方で、製造業における労働者不足は顕著になっており、採用は更に厳しい状況となっております。

また、エンジニア・IT関連業界においては、国内のDX化推進によって、関連する人材の旺盛な需要が見られる一方で、人材の獲得競争は激化し、より一層の採用力強化が求められております。

#### ファクトリー&サービス系事業

当中間連結会計期間のファクトリー&サービス系事業においては、人材の需要は増加しているものの日本国内の生産年齢人口の減少で採用は厳しくなっており、海外人材の活用が増加しております。そのような状況の中、当社グループの強みである日本語の出来る優良海外人材の活用、外国人労働者に対する教育及び通訳派遣など、幅広い人材提供サービスを展開してまいりました。その結果、売上高は3,956,326千円となっております。

#### テクノロジー系事業

当中間連結会計期間のテクノロジー系事業においては、自動車の設計・IT関連などのエンジニア人材の需要が増加しております。特にIoT関連の領域では、人材の採用や組織の整備など事業運営体制の強化を図り、積極的な展開を行ったことで事業を拡大しております。その結果、売上高は1,349,155千円となっております。

以上のような取組みを行った結果、当中間連結会計期間の連結業績は、売上高5,305,482千円、経常利益93,891千円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、64,601千円となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第24期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ254,494千円増加し、1,666,477千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローでは、当連結会計年度において営業活動の結果取得した資金は479,457千円（前連結会計年度比179,111千円増加）となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益173,143千円、減価償却費177,624千円、のれん償却額55,670千円及び未払費用の増加額86,888千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローでは、当連結会計年度において投資活動の結果支出した資金は183,970千円（前連結会計年度比41,547千円増加）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出78,011千円及び無形固定資産の取得による支出111,537千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローでは、当連結会計年度において財務活動の結果支出した資金は43,642千円（前連結会計年度比91,872千円減少）となりました。これは主として、短期借入金の純減少額200,000千円、長期借入れによる収入600,000千円及び長期借入金の返済による支出413,761千円及び配当金の支払額29,881千円によるものです。

第25期中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ197,220千円減少し、1,469,257千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローでは、当中間連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は17,765千円となりました。これは主として、売上債権の増加額33,749千円、仕入債務の減少額39,290千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローでは、当中間連結会計期間において投資活動の結果支出した資金は126,378千円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出46,906千円及び子会社株式の取得による支出70,000千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローでは、当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は85,712千円となりました。これは主として、短期借入金の純増加額350,000千円、長期借入れによる収入226,240千円、長期借入金の返済による支出602,190千円及び配当金の支払額59,763千円によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1)生産実績

当社グループは、総合人材サービス事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

### (2)受注実績

上記「(1) 生産実績」と同様の理由により、記載を省略しております。

### (3)販売実績

当社グループは、総合人材サービス事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載に代えて、分野別に記載しております。

第24期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）における販売実績は次のとおりであります。

事業分野	売上高（千円）	前年同期比（％）
ファクトリー&サービス系事業	7,377,129	108.1
テクノロジー系事業	2,470,883	90.4
合計	9,848,013	103.1

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
トヨタ自動車関連グループ（※）	4,719,286	49.4	4,629,197	47.0%

※ トヨタ自動車関連グループの定義を、トヨタ自動車株式会社による株式出資比率が20%以上である先とし、当社が把握できる範囲において会社を特定し、集計しております。

第25期中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）における販売実績は次のとおりであります。

事業分野	売上高（千円）	前年同期比（％）
ファクトリー&サービス系事業	3,956,326	—
テクノロジー系事業	1,349,155	—
合計	5,305,482	—

(注) 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
	金額（千円）	割合（％）
トヨタ自動車関連グループ（※）	2,512,888	47.4%

※ トヨタ自動車関連グループの定義を、トヨタ自動車株式会社による株式出資比率が20%以上である先とし、当社が把握できる範囲において会社を特定し、集計しております。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループの対処すべき課題は、以下のとおり認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、「心こめ、よい人材と、ものことづくり。」の基本理念のもと、ステークホルダーの皆様にご満足いただける経営を行うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がると考えております。

こうした観点から、取締役会、指名報酬諮問委員会、評価、報酬制度、開示等の整備などのコーポレート・ガバナンス構造の不断の見直しとグループ会社間の対話、連携の強化、最適資源配分などのグループ・ガバナンスの深化を図ってまいります。

#### (2) 現業系人材の確保と育成

当社グループは、国内の生産年齢人口の減少にともない、現業系日本人の採用はより一層、厳しくなるものと考えております。そのような認識のもと、今後も優良な人材を多数獲得するために、当社がもつアジアを中心とする海外の人材獲得ネットワーク及び海外人材に対する日本語を中心とする教育のノウハウ・体制を更に充実・強化し、優良な海外人材の採用・育成に注力してまいります。

#### (3) 販路の拡大

当社グループは、自社工場で自動車部品の製造を行っており、そのスキル・ノウハウ等を活かし、自動車業界を中心にサービス展開を推進してきたことから、自動車業界に対する売上高の割合が高くなっています。

このように、一つの業界の割合が高くなると、リスクも大きくなることから、今後は、半導体業界、IT業界等を中心に他の業界の取引を拡大していきたいと考えております。

#### (4) 財務基盤の強化

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための積極的な投資を行うためには、安定した財務基盤を構築することが最重要課題と認識しております。そのために財務分析を行うとともに課題を明確にし、資本効率を向上させながら財務基盤の強化を図ってまいります。



#### 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資家の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社グループは、これらリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。

##### (1) 法的規制について

当社グループの主たるサービスは総合人材サービスですが、労働者派遣においては「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」、有料職業紹介は、「職業安定法」に基づき、厚生労働大臣の許可を受けて行っております。また、製造請負においては、製造派遣との区分が明記されている「厚生労働省告示第518号（旧労働省告示第37号）」に基づいて事業を運営しております。そして、これら以外にも労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、個人情報保護法、下請代金支払遅延等防止法等、多岐にわたる法律に基づいて事業を運営しております。

労働者派遣法及び職業安定法では、許可の欠格事由や取消事由が定められており、これらに該当した場合には当該許可の取消しや事業の全部又は一部の停止を命ずることができる旨が定められております。当社グループでは、法令遵守を経営の最重要事項と位置づけ、関係法令の教育、指導、管理、監督体制の強化に努めるなどして法令遵守の徹底を図っており、当該許可の取消し又は事業の停止となる事由は生じておりませんが、万一、関連諸法令に違反するような事象や不正行為等が発生し、許可の取消し又は事業の停止を命じられた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該リスクが顕在化する可能性は認識しておりません。

また、これら関連諸法令は情勢の変化に伴い見直しが行われており、この法改正が行われた場合、その改正内容によっては、事業運営への制限の発生や対応する体制構築に時間を要するなど、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 【許認可・免許・登録・届出】

(申請会社)

取得年月	2017年3月(注)1	2003年2月
許認可等の名称	労働者派遣事業（許可）(注)2	有料職業紹介事業（許可）
所管官庁等	厚生労働省	厚生労働省
許認可等の内容	労働者派遣事業（派）40-300912	有料職業紹介事業 40-ユ-120008
有効期限	2025年2月28日（3年、更新後は5年） (注)3	2026年1月31日（3年、更新後は5年）
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6条各号（第四号から第七号までを除く）のいずれかに該当した場合は許可の取消し（労働者派遣法第14条①）</li> <li>職業安定法の規定に基づく命令、処分に違反したとき若しくは、第9条第1項の許可に違反した場合は全部又は一部の停止等の処分（同法第14条②）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員のうち刑法、出入国管理及び難民認定法等の違反、許可条件違反に該当する者がある場合は許可の取消し（職業安定法第32条の9）</li> <li>労働者派遣法の規定に基づく命令処分許可の条件に違反の場合、取消し又は業務停止の処分（同法第32条の9）</li> </ul>

- (注) 1. 当社は、一般労働者派遣事業許可を2002年10月1日付で取得しましたが、2017年3月更新の際に労働者派遣事業許可における資産要件（基準資産額が負債額の7分の1以上）を満たすことができず、改めて新規で取得し直しております。
2. 2015年の労働者派遣法の改正により、「一般労働者派遣事業」と「特定労働者派遣事業」は一本化され、「労働者派遣事業」として統一されました。
3. 労働者派遣事業の許可については、2025年3月1日に問題なく更新される予定であります。

取得年月	2016年4月	2019年5月
許認可等の名称	製造請負優良適正事業者（認定）	登録支援機関（登録）
所管官庁等	厚生労働省	出入国在留管理庁
許認可等の内容	第2015006（03）号 請負事業に関わる法令を遵守している請負事業者のうち、雇用管理の改善と請負体制の充実化を実現している事業者を、優良かつ適正な請負事業を行っている事業者として認定する制度	19登－000395 特定所属機関（受入れ企業）からの委託を受け、特定技能1号外国人が、特定技能1号の活動を安定的かつ円滑に行うための、在留期間における支援計画の作成、実施を行うことができる機関を登録する制度
有効期限	2025年3月31日（3年ごとの更新）	2029年5月30日（5年ごとの更新）
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠格条項に抵触するような事態が発生した場合</li> <li>審査に係る内容の申告で虚偽が認められた場合</li> <li>欠格条項以外であっても社会的な悪影響を及ぼす事態が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出の不履行や虚偽の届出をした場合</li> </ul>

取得年月	2019年7月	2023年2月
許認可等の名称	ISMS（認証） （情報セキュリティマネジメントシステム）	日印技能実習制度送り出し機関
所管官庁等	公益財団法人 日本適合性認定協会	インド国家技能開発公社（NSDC）
許認可等の内容	ISO/IEC 27001:2022（JIS Q 27001:2023） （認証）	当社とインド国家技能開発公社（NSDC）との間で、2023年2月6日に締結のインド送り出し機関のエンパネルメントに関わる契約に基づくライセンス ライセンス番号：NSDC/TITP/SO/025
有効期限	2025年7月20日（3年ごとの更新）	2028年2月5日（5年ごとの更新）
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大な認証基準違反</li> <li>重大な不適合の是正に進捗がない場合</li> <li>登録維持費用などの支払がない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NSDC策定のTITP（技能実習制度）ガイドラインに定められている遵守事項を履行しなかった場合</li> <li>破産法・倒産法の適用を受ける場合や清算・解散や業務停止処分となる場合</li> </ul>

（株式会社POH）

取得年月	2019年1月	2019年1月
許認可等の名称	労働者派遣事業（許可）	有料職業紹介事業（許可）
所管官庁等	厚生労働省	厚生労働省
許認可等の内容	労働者派遣事業（派）23－303400	有料職業紹介事業 23－ユ－301849
有効期限	2026年12月31日（3年、更新後は5年）	2026年12月31日（3年、更新後は5年）
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6条各号（第四号から第七号までを除く）のいずれかに該当した場合は許可の取消し（労働者派遣法第14条①）</li> <li>職業安定法の規定に基づく命令、処分に違反したとき若しくは、第9条第1項の許可に違反した場合は全部又は一部の停止等の処分（同法第14条②）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員のうち刑法、出入国管理及び難民認定法等の違反、許可条件違反に該当する者がある場合は許可の取消し（職業安定法第32条の9）</li> <li>労働者派遣法の規定に基づく命令処分許可の条件に違反した場合、取消し又は業務停止の処分（同法第32条の9）</li> </ul>

(株式会社 J-HOL)  
該当事項はありません。

(POH RECRUITMENT (THAILAND) CO., LTD.)

取得年月	2017年5月
許認可等の名称	人材許可証
所管官庁等	労働局
許認可等の内容	タイ国内人材サービス ㊦1613/2560
有効期限	2025年5月29日（2年ごとの更新）
法令違反の要件 及び主な許認可取消事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の趣旨に反する行為があったとき</li> <li>・ 重大な不適合を通知しても是正措置を講じないとき</li> </ul>

(POH (MYANMAR) COMPANY LIMITED)  
該当事項はありません。

(Technosmile (India) Private Limited)  
該当事項はありません。

(A T E X株式会社)

取得年月	2018年5月
許認可等の名称	労働者派遣事業（許可）
所管官庁等	厚生労働省
許認可等の内容	労働者派遣事業（派）23-302406
有効期限	2026年4月30日（3年、更新後は5年）
法令違反の要件 及び主な許認可取消事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6条各号（第四号から第七号までを除く）のいずれかに該当した場合は許可の取消し（労働者派遣法第14条①）</li> <li>・ 職業安定法の規定に基づく命令、処分に違反したとき若しくは、第9条第1項の許可に違反した場合は全部又は一部の停止等の処分（同法第14条②）</li> </ul>

(株式会社クラウドサイン)

取得年月	2020年1月	2020年12月
許認可等の名称	労働者派遣事業（許可）	有料職業紹介事業（許可）
所管官庁等	厚生労働省	厚生労働省
許認可等の内容	労働者派遣事業（派）13-314510	有料職業紹介事業 13-ユ-312635
有効期限	2027年12月31日（3年、更新後は5年）	2028年11月30日（3年、更新後は5年）
法令違反の要件 及び主な許認可取消事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6条各号（第四号から第七号までを除く）のいずれかに該当した場合は許可の取消し（労働者派遣法第14条①）</li> <li>・ 職業安定法の規定に基づく命令、処分に違反したとき若しくは、第9条第1項の許可に違反した場合は全部又は一部の停止等の処分（同法第14条②）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員のうち刑法、出入国管理及び難民認定法等の違反、許可条件違反に該当する者がある場合は許可の取消し（職業安定法第32条の9）</li> <li>・ 労働者派遣法の規定に基づく命令処分許可の条件に違反の場合、取消し又は業務停止の処分（同法第32条の9）</li> </ul>

(2) 特定の取引先への依存について

当社グループは、トヨタ自動車関連グループ（※）の国内工場に対し製造派遣、製造請負を行っており、当社グループの最近2連結会計年度における総売上高に占めるトヨタ自動車関連グループに対する売上高の割合は、下表のとおり高い水準にあります。現状において、当社グループは、トヨタ自動車関連グループとは良好な取引関係を維持しておりますが、何らかの要因により取引関係に問題が生じた場合又はトヨタ自動車関連グループの生産動向の変化や事業方針の変更等があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	第23期連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第24期連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
トヨタ自動車関連グループ (※)	4,719,286	49.4	4,629,197	47.0%

※ トヨタ自動車関連グループの定義を、トヨタ自動車株式会社による株式出資比率が20%以上である先とし、当社が把握できる範囲において会社を特定し、集計しております。

(3) 業界内における競争激化について

当社グループが属する人材サービス業界においては、法改正や人材確保の一層の困難化を背景とした業界再編の動きが見られます。今後、採用力や価格競争力の高い競合が増加した場合、競争が激化することが予想されます。当社グループでは、顧客企業からのニーズを把握の上、そのニーズに応えるための人材募集や教育・育成を行い、顧客企業に対して的確かつ迅速な対応で人材サービスを提供し、顧客満足度を高め、競合会社との差別化を図っておりますが、受注を獲得するための過当競争が生じて、受注価格の引き下げや人材を確保するための募集費用等が増加した場合や必要な人員が確保できない場合には、売上機会損失による売上高の低下や収益性の悪化により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 業績の季節変動について

当社グループの事業において、毎年5月、8月、1月は連休等により特に派遣事業における稼働日が減少するため、売上高及び利益が減少する予想をしております。また、取引先である各種メーカーが新たな大型連休等を設定した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製造拠点の海外移転について

顧客である国内メーカーの製造拠点が海外に移転し、国内における生産拠点が減少した場合又は海外拠点への生産移管により国内での生産数が減少した場合は、製造派遣、製造請負の受注機会の減少につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 労働災害等のリスクについて

当社グループの主たるサービスであるファクトリー系事業は、取引先メーカーに対する労働者派遣及び製造請負を行っております。労働者派遣は法律上、人材を取引先メーカーに派遣し、派遣した人員の指揮命令等の労務管理が派遣先に委ねられる形態となっております。一方、製造請負は、取引先メーカーとの業務請負契約により生産量、品質、納期及び賃借設備・備品の管理まで当社グループが責任を負っております。労働者派遣の取引形態と製造請負の取引形態では、業務を遂行する従業員が労働災害に見舞われた場合において責任主体が異なり、労働者派遣においては取引先メーカーがその損害について責任を負うのに対し、製造請負においては、当社グループが責任を負うことになります。労働災害に関しましては、基本的に労働保険の適用範囲内で解決されるものと考えておりますが、当社グループの瑕疵が原因で発生した労働災害において、被災者が労働保険の適用を超えて補償を要求する等、訴訟問題に発展した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害について

当社グループの主な就業場所は全国の顧客工場ですが、当該所在地域において大規模な地震、風水害等の自然災害が発生し、顧客工場が被災した場合、又は部品調達先の被災によりサプライチェーン上の混乱などで生産活動が停止若しくは制限された場合には、製造派遣、製造請負の受注機会の減少につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、顧客企業又はその部品調達先における災害ではない場合でも、これらの災害が発生したことにより国内の経済状況が悪化した場合には、連鎖的に当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 感染症の発生及び流行拡大について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のように未知の感染症が世界的に流行した場合には、顧客であるメーカーの減産等で、事業活動に大きな損失が発生するほか、貴重な人的資源に重大な影響を与え、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該リスクが顕在化する可能性を常に認識し、政府や都道府県等関係機関の指針に沿った感染拡大防止策の励行・徹底をはじめとして、従業員に対する安全衛生に関する意識・知識向上のための注意喚起、WEB会議や時差出勤、在宅勤務等の実施による感染抑制策を講じております。また、状況に応じて、従業員と家族の安全確保、事業活動の継続に関する全社方針の決定及び速やかな対応を実施しております。

(9) 社会保険料率の変化について

当社グループは多数の従業員を抱えており社会保険への加入義務があります。今後、社会保険の料率が上昇した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 製造請負について

当社グループの主たるサービスであるファクトリー系事業は、主に製造派遣と製造請負で構成されております。その製造請負においては、長年にわたって培ってきた生産ノウハウを基に付加価値の高い製造請負サービスを顧客企業に提供してきております。また、長年の取り組みにより、一般社団法人日本BPO協会（厚生労働省委託事業）から当社グループは「製造請負優良適正事業者」として認定されております。

製造請負は、製造派遣と比較して利益率が高い一方、設備トラブルによる納品の遅れや不良品の発生等の責任を負わなければならないため、これらの事象が発生した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) M&Aや資本提携等について

当社グループは、これまでも事業拡大のための戦略的なM&Aや資本提携を進めてきておりますがその場合、事前に対象となる企業の財務面や事業面についてのデューデリジェンスを実施し、リスクの特定、収益性の分析や投資の採算性について検討しております。今後においても、資本提携を中心にM&Aも事業拡大の選択肢として活用していく予定であります。M&A後の統合プロセスや事業推進が想定どおりに進捗しない場合には投下資本の回収が困難になる可能性があり、のれんの減損などで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定人物への依存について

当社代表取締役である馬見塚譲は、当社の設立者であるとともに大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。このため、当社グループは、馬見塚譲に過度に依存しない体制を構築するために、取締役会等における役員相互の情報共有や経営組織の強化を図っております。しかし、現状において、何らかの理由により馬見塚譲が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(13) 顧客企業の情報の取り扱いについて

当社グループの従業員は、顧客企業の生産計画、新製品の開発及び製造に関わる機密性が高い情報に接することがあります。当社グループにおいてはこれらの機密情報の取り扱いについて、派遣基本契約書や業務請負契約書等に、知り得た顧客情報は第三者に開示、漏洩してはならないと記載されており、従業員に対しても顧客情報の取り扱いについての教育を行うなど適正な運用管理を行っております。しかしながら、予期せぬ事態によりこれらの情報が漏洩した場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的な信用低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 個人情報保護について

当社グループは、求職者（求人案件応募者や職業紹介希望者等）をはじめとする多数の個人情報を有しており、この個人情報及び個人情報に係る全ての情報を事業運営上もっとも重要な資産と考えております。当社では、2005年4月に施行された個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに「ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）」認証を取得し、個人情報保護理念・個人情報保護方針を定め、個人情報保護規程に則り、社内運用体制の整備、定期的な研修、情報管理の徹底強化等、個人情報の厳正な管理に留意しております。しかしながら、個人情報の故意又は過失による漏洩や不正使用などの事態が生じた場合には、損害賠償を含む法的責任を迫られる可能性があるほか、社会的な信用を悪化させ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (15) 訴訟について

当社グループでは、顧客や取引先とのコミュニケーションを密に取ることで、認識相違を防ぐとともに、万が一、クレームやトラブルが発生した場合でも迅速に対応を図ることで事態の重大化を防ぐ取組みをおこなっていることから、訴訟、紛争の可能性は低いものと考えております。しかしながら、不測の事態により当社グループに関連する訴訟、紛争が発生した場合において、当社グループが的確に対応できなかった場合には、訴訟や損害賠償等による費用等の発生や社会的な信用低下、さらに当社グループのブランドイメージの低下により顧客企業からの受注の減少や就業希望者の減少が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (16) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、役員及び従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ストック・オプションによる新株予約権を発行しております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本発行情報公表日現在において、これらの新株予約権による潜在株式数は44,000株であり、発行済株式総数398,420株の11.04%に相当しております。

#### (17) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。

当社は、2024年4月26日に名南M&A株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、名南M&A株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### (1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」といいます。）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

##### a. 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合・当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

##### b. 規程施行規則第501条第7項第5号bに定める、第6項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲及び乙が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a. 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b. 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c. 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a. 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b. 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c. 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a. 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b. 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c. 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社と

の業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a. 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b. 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下、「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。)
- b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d. TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e. TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f. 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。



(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2)財政状態の分析

第24期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は3,258,586千円となり、前連結会計年度末に比べ222,252千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が254,494千円増加した一方で電子記録債権が36,861千円減少したことによるものであります。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は2,280,394千円となり、前連結会計年度末に比べ30,791千円減少いたしました。これは主に、建物及び構築物（純額）が28,171千円減少したことによるものであります。

#### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は2,817,050千円となり、前連結会計年度末に比べ42,123千円減少いたしました。これは主に、1年以内返済予定の長期借入金が42,055千円、未払費用が88,432千円、賞与引当金が18,280千円増加した一方で、短期借入金が200,000千円減少したことによるものであります。

#### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は1,851,123千円となり、前連結会計年度末に比べ140,648千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が144,183千円増加したことによるものであります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は870,807千円となり、前連結会計年度末に比べ92,936千円増加いたしました。これは主に、利益剰余金が93,823千円増加したことによるものであります。

第25期中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は3,089,442千円となり、前連結会計年度末に比べ169,143千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が197,220千円減少したことによるものであります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は2,228,014千円となり、前連結会計年度末に比べ52,380千円減少いたしました。これは主に、のれんが21,707千円、その他に含まれるソフトウェアが24,651千円減少したことによるものであります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は2,937,059千円となり、前連結会計年度末に比べ120,008千円増加いたしました。これは主に、短期借入金が350,000千円増加したことによるものであります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は1,514,159千円となり、前連結会計年度末に比べ336,964千円減少いたしました。これは主に、借入金返済により長期借入金が338,998千円減少したことによるものであります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は866,238千円となり、前連結会計年度末に比べ4,568千円減少いたしました。これは主に、利益剰余金が4,838千円増加し、その他の包括利益累計額が8,817千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析につきましては「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

経営者は、事業を拡大し、持続的な成長を実現するために様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するため、常に事業環境についての情報を入手し、戦略の策定、顧客ニーズの把握等、企業規模の拡大に応じた内部管理体制・組織の整備を進め、企業価値のさらなる向上を目指して取り組んでおります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、労務費・材料費等の売上原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、投資を目的とした資金需要の主なものは設備投資等によるものであります。

当社グループは事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、設備投資の詳細につきましては「第4 設備の状況」に記載のとおりであります。

(7) 運転資本

上場予定日(2025年3月17日)から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当社グループは総合人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第25期中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間連結会計期間における当社グループの設備投資の総額は、72,881千円であり、主な内容は、豊前研修所（仮称）の取得費用27,950千円及び、愛知本社LEDビジョン28,600千円であります。

当中間連結会計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは総合人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第25期中間連結会計期間（2024年4月1日～2024年9月30日）における主要な設備は、次のとおりであります。

#### (1) 発行者

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物及び構 築物	土地 (面積㎡)	機械装置及 び運搬具	ソフトウェ ア	その他	合計	
宮若本社 (福岡県宮若市)	事務所設備 生産設備	206,656	—	19,572	—	16,028	242,257	549
福岡本社 (福岡県福岡市博多区)	事務所設備	804	—	—	99,803	15,443	116,051	77
愛知本社 (愛知県名古屋市中区)	事務所設備	68,190	—	—	—	3,957	72,147	415
その他オフィス・研修施設 全国に8拠点	事務所設備 研修施設	177,982	569,129 (5,955.96)	0	2,979	6,870	756,961	635

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産及び無形固定資産の「その他」の合計であります。
2. 宮若本社、福岡本社、愛知本社、オフィス及び一部の研修所等は賃借しており、当中間連結会計期間の賃借料は26,819千円であります。
3. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

#### (2) 国内子会社

2024年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建物及び構築 物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
株式会社POH	本社及び研修施設 (福岡県豊前市 他)	事務所及び研 修設備	25,204	77,556 (15,351.50)	2,693	105,454	19
株式会社J-HOL	本社及び研修施設 (愛知県安城市)	事務所及び研 修設備	199,824	140,000 (2,641.32)	21,020	360,845	1
ATEX株式会社	本社 (東京都多摩市)	事務所設備	—	—	6,674	6,674	16
株式会社クラウドナイン	本社 (東京都目黒区)	事務所設備	3,793	—	—	3,793	13

- (注) 従業員数は、就業人員（各社、当該会社から社外への出向者を除き、社外から当該会社への出向者を含む。）であります。

#### (3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

最近日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

なお、当社グループは総合人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (1)重要な設備の新設 (2025年1月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社テクノ スマイル	豊前研修所 (仮称)(福岡県豊前市)	研修設備	55,430	34,410	自己資金	2021.11	2025.3	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2)重要な設備の除却、売却等 (2025年1月31日現在)

会社名	事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額 (千円)	売却予定年月
株式会社POH	東海研修所知多	愛知県知多郡南知多町	研修設備	101,315	2025.3

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2024年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年2月17日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	601,580	19,921	398,420	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,000,000	601,580	19,921	398,420	—	—

(注) 1. 2024年11月8日開催の取締役会決議により、2024年12月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は378,499株増加し、398,420株となっております。また、当該株式分割に伴う定款の一部変更を行い、2024年12月9日付で発行可能株式総数は950,000株増加し、1,000,000株となっております。

2. 2024年12月6日開催の臨時株主総会決議により、2024年12月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 第5回新株予約権(2021年2月19日 臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600(注)1	32,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)2	3,750(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2028年2月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)3	発行価格 3,750 資本組み額 1,875(注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は20株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、(注)2.(2)①の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

## 2. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社普通株式につき、次の①又は②の事由が生ずる場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

① 株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i. 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。なお、以下に規定する「平均値」は、円位未満小数点第2位まで算出し、小数点第2位を四捨五入する。

ア. 当社の株式の公開の日の前日以前の場合

下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「調整後行使価額適用日」という。）の前日における調整前行使価額

イ. 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合

調整後行使価額適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下「時価算定期間」という。）における上場証券取引所（ただし、当社普通株式の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）

ii. 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、調整後行使価額適用日の前日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

iii. 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(4) 行使価格の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

### 3. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約券の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。



(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注) 3 に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)新株予約権の取得条項

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案若しくは新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9)その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

第6回新株予約権（2021年6月29日 第21回定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年1月31日)
新株予約権の数（個）	400	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	400（注）1	8,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	75,000（注）2	3,750（注）2
新株予約権の行使期間	自 2023年8月1日 至 2028年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 75,000 資本組入額 37,500（注）3	発行価格 3,750 資本組入額 1,875（注）3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という。)は20株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、(注)2.(2)①の規定を準用する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

## 2. 行使価額の調整

(1)割当日後、当社普通株式につき、次の①又は②の事由が生ずる場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

① 株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i. 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。なお、以下に規定する「平均値」は、円位未満小数点第2位まで算出し、小数点第2位を四捨五入する。

ア. 当社の株式の公開の日の前日以前の場合

下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「調整後行使価額適用日」という。)の前日における調整前行使価額

イ. 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合

調整後行使価額適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)における上場証券取引所(ただし、当社普通株式の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)

ii. 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、調整後行使価額適用日の前日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

iii. 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当

該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(4) 行使価格の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

### 3. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約券の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日

から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注)3に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)新株予約権の取得条項

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案若しくは新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9)その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

第7回新株予約権（2021年6月29日 第21回定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年1月31日)
新株予約権の数（個）	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200（注）1	4,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	75,000（注）2	3,750（注）2
新株予約権の行使期間	自 2023年9月1日 至 2028年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 75,000 資本組入額 37,500（注）3	発行価格 3,750 資本組入額 1,875（注）3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

(注) 1. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、

「付与株式数」という。)は20株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、(注)2.(2)①の規定を準用する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

## 2. 行使価額の調整

(1)割当日後、当社普通株式につき、次の①又は②の事由が生ずる場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

① 株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i. 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。なお、以下に規定する「平均値」は、円位未満小数点第2位まで算出し、小数点第2位を四捨五入する。

ア. 当社の株式の公開の日の前日以前の場合

下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「調整後行使価額適用日」という。)の前日における調整前行使価額

イ. 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合

調整後行使価額適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)における上場証券取引所(ただし、当社普通株式の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)

ii. 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、調整後行使価額適用日の前日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

iii. 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当

該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降（株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(4) 行使価格の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

### 3. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約券の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日

から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注)3に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)新株予約権の取得条項

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案若しくは新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9)その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年6月28日 (注) 1	5	19,921	28	229,491	28	90,991
2024年12月9日 (注) 2	378,499	398,420	—	229,491	—	90,991

- (注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。  
2. 株式分割 (1 : 20) によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年1月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	1	8	—	—	39	48	—
所有株式数 (単元)	—	—	40	2,371	—	—	1,573	3,984	20
所有株式数の割 合 (%)	—	—	1.0	59.5	—	—	39.5	100	—

- (注) 2024年12月6日開催の臨時株主総会決議により、2024年12月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」に記載のとおりであります。



(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 398,400	3,984	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	20	—	—
発行済株式総数	398,420	—	—
総株主の議決権	—	3,984	—

(注) 1. 2024年11月8日開催の取締役会決議により、2024年12月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は378,499株増加し、398,420株となっております。また、当該株式分割に伴う定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は950,000株増加し、1,000,000株となっております。

2. 2024年12月6日開催の臨時株主総会決議により、2024年12月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、下記のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2021年2月19日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年6月29日（第21回定時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年6月29日（第21回定時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 当社子会社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

① 従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員のモチベーション向上や企業の業績向上を目的として、テクノスマイル従業員持株会を設立し、自社株式共同購入のための積立を行っております。

② 従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受ける事ができる者の範囲

加入者の範囲は、無期雇用契約の従業員としております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、持続的な成長と企業価値向上のため、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを配当政策の基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、取締役会であります。

2024年3月期におきましては、期末配当金として1株につき、3,000円の配当（連結配当性向48.3%）を実施致しました。今後につきましても、業績見通し等を総合的に考慮の上、実施していく予定であります。

内部留保資金につきましては、設備投資、教育整備に投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上を図り、株主還元の増大に努めてまいります。

第24期事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2024年6月27日 定時株主総会決議	59,763	3,000

(注) 2024年11月8日開催の取締役会決議により、2024年12月9日付で株式分割（1：20）を行っており、上記は株式分割前の金額となります。第24期事業年度に株式分割が行われた場合は、1株当たり150円となります。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

男性 5名 女性 1名（役員のうち女性の比率 16.7%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	会長兼社長	馬見塚 讓	1940年3月24日生	1962年4月 トヨタ自動車工業(株)（現トヨタ自動車(株)）入社 1988年9月 同社財務部長 1991年2月 トヨタ自動車九州(株)取締役 1997年6月 同社代表取締役副社長 2002年4月 当社取締役 2004年6月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	(注) 1	(注) 6	173,600 (注) 7
取締役	副社長執行役員	馬見塚 涉 (注) 2	1971年9月20日生	1995年4月 アラコ(株)（現トヨタ車体(株)）入社 2017年4月 同社デザイン部社内PCD職 2019年1月 当社入社 専務執行役員管理部門副統括 2020年4月 ATEX(株)（子会社）取締役 2020年5月 当社専務執行役員高度人材事業部門統括 2020年6月 当社取締役専務執行役員TST事業部門統括 2021年6月 当社取締役副社長執行役員（現任）	(注) 1	(注) 6	—
取締役	専務執行役員 経営管理本部長	和地 雄一	1965年6月30日生	1989年4月 (株)山形銀行入行 1996年6月 五十嵐公認会計士事務所入所 2000年4月 日総工産(株)入社 2008年4月 同社執行役員人事部長 2013年4月 日本マルチメディアサービス(株)入社 2013年10月 同社執行役員コーポレート本部長 2016年4月 (株)くらしの友入社 2016年10月 同社執行役員総務部長 2019年2月 当社入社 常務執行役員事業部門統括 2019年6月 当社専務執行役員事業部門統括 2021年1月 当社専務執行役員経営企画・経営管理部門統括 2021年6月 当社取締役専務執行役員経営企画・経営管理部門統括 2022年4月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長（現任）	(注) 1	(注) 6	—
取締役 監査等委員 (注) 3		桑山 清明	1955年12月5日生	1978年4月 中央発條(株)入社 1999年4月 同社電子機器事業開発部部长 2005年6月 同社参与 2006年6月 同社営業部長 2007年6月 同社取締役 2012年6月 同社取締役常務執行役員 2015年6月 同社取締役専務執行役員 2016年6月 同社常勤監査役 2017年6月 (株)エフ・イー・シーチェーン代表取締役社長 2019年6月 当社監査役 2021年6月 当社取締役監査等委員（現任）	(注) 4	(注) 6	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員 (注) 3		日下 健太	1969年4月24日生	2011年7月 日下健太公認会計士税理士事務所代表 (現任) 2015年8月 (株)ベガコーポレーション社外取締役 2019年6月 当社社外監査役 2020年6月 当社社外監査役辞任 2021年6月 当社取締役監査等委員 (現任) 2022年12月 (株)ビー・ビーシステムズ監査役 (現任)	(注) 4	(注) 6	—
取締役 監査等委員 (注) 3		一條 典子	1963年2月24日生	1983年11月 日本航空㈱入社 2010年8月 弁護士登録 (福岡弁護士会所属) 明倫国際法律事務所入所 2011年3月 弁護士法人霞門法律事務所入所 (第二東京弁護士会所属) 2012年4月 ひかり総合法律事務所入所 (現任) (株)インフォメーション・ディベロプメント 社内弁護士 (現任) 2016年4月 東京簡易裁判所所属民事調停委員 (現任) 2019年4月 防衛省人事教育局再就職等監視室監察官 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 2020年6月 当社社外取締役退任 2021年6月 当社取締役監査等委員 (現任)	(注) 4	(注) 6	—
計							173,600

- (注) 1. 2024年6月27日開催の定時株主総会終結の時から2025年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
2. 取締役副社長執行役員の馬見塚渉は、代表取締役会長兼社長の馬見塚讓の長男であります。
3. 取締役桑山清明、日下健太及び一條典子は、社外取締役であります。
4. 2023年6月29日開催の定時株主総会終結の時から2025年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。  
委員長 桑山清明、委員 日下健太、委員 一條典子
6. 2024年3月期における役員報酬の総額は103,239千円を支給しております。
7. 代表取締役会長兼社長馬見塚讓の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社あけぼのが所有する株式数を含んでおります。
8. 当社は法令に定める役員の員数を欠くこととなる場合に備え会社法第329条第3項に定める監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
吉田 亙	1959年12月20日生	1983年4月 テルモ㈱入社 2002年12月 ティ・エム・ワイ アソシエイト㈱取締役 2005年7月 当社入社 2009年1月 当社執行役員 2013年6月 当社常務執行役員 2016年5月 当社常務執行役員退任 2020年6月 当社取締役 2021年6月 当社取締役退任 2021年6月 当社補欠取締役 (監査等委員) (現任)	(注)	—

(注) 任期は、就任したときから退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、基本理念である「心こめ、よい人材と、ものことづくり。」を实践し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための基盤として、コーポレート・ガバナンスが重要であると考えております。そのために、公正で透明性の高い経営を实践するための仕組みづくりを行うとともに、経営環境の変化に迅速に対応し、果敢な意思決定ができる組織体制を構築するなどのコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、変化の激しい経営環境の中で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することができる監査等委員会設置会社を採用することで、監督機能と業務執行機能を分離、明確にするとともに、取締役会における監督機能のより一層の強化と、執行役員による迅速な意思決定、機動的な業務執行が行える現体制が最適であると考えております。

##### a. 会社の機関の基本説明

###### (a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち監査等委員である取締役が3名）で構成され、うち3名が社外取締役であります。社外取締役の豊富な経験をもとにした有益な意見や外部からの視点による率直な指摘をいただくことで経営の公正性を高めております。また、定款の規定及び取締役会の決議に基づき、重要な業務執行の決定を代表取締役に委任することで、取締役会の監督機能強化と業務執行における迅速な意思決定を可能にする体制としております。なお、取締役会は、原則として月1回の定例取締役会を開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。

###### (b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、うち1名は常勤監査等委員であり、監査等委員3名全員が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で策定した監査方針と監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、稟議書等の重要な書類の閲覧、取締役及び使用人等からの報告の聴取などにより、内部監査室や会計監査人と連携しつつ、監査等委員でない取締役の業務執行について監視・監督を行っております。なお、監査等委員会は、原則として月1回開催し、その他必要に応じて随時開催いたします。

###### (c) 任意の「指名・報酬諮問委員会」

当社は、取締役の候補者案及び報酬案を審議する委員会として、取締役会の下に任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。当該委員会は、委員長として代表取締役社長、委員として独立社外取締役2名の合計3名で構成、委員の過半数を社外取締役にすることで、客観性・透明性を強化しています。

###### (d) 執行役員制度

当社は、執行役員制度を採用することで、監督機能と業務執行機能を明確にするとともに、取締役会の監督機能強化と執行役員による迅速な意思決定、機動的な業務執行を可能にする体制としております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。執行役員は、10名（うち取締役との兼任は3名）で、任期は1年となっております。

###### (e) 経営会議

経営会議は、業務を執行する取締役その他執行役員で構成され、原則として月1回の定例経営会議を開催するほか必要に応じて臨時経営会議を開催し、取締役会で決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を審議、決定することで代表取締役社長を補佐します。

###### (f) 内部監査

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、人員は専任1名であります。内部監査室長は、社内の主要な会議体に参加し、業務執行の適法性について監視し、検証しております。また、監査等委員会及び会計監査人と連携しながら、当社全体を対象に定期的な実地監査及び書類監査を実施しております。監査対象部門から知り得た情報は、代表取締役社長へ報告し、業務の改善に役立てるとともに、関係者にフィードバックのうえ是正を求めるとともに、業務の適正性の確保に努めております。

(g) 関係会社会議

関係会社会議は、当社の関係会社に関する業務の円滑化を図り、関係会社を育成強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすことを目的として、当社グループ全体の方針の決定、グループ各社の業務施行状況及び今後の見通しの報告を行っております。開催は原則月1回で、業務を執行する取締役、その他執行役員、常勤監査等委員、内部監査室及び子会社社長又はその代理人で構成されています。

(h) その他の委員会

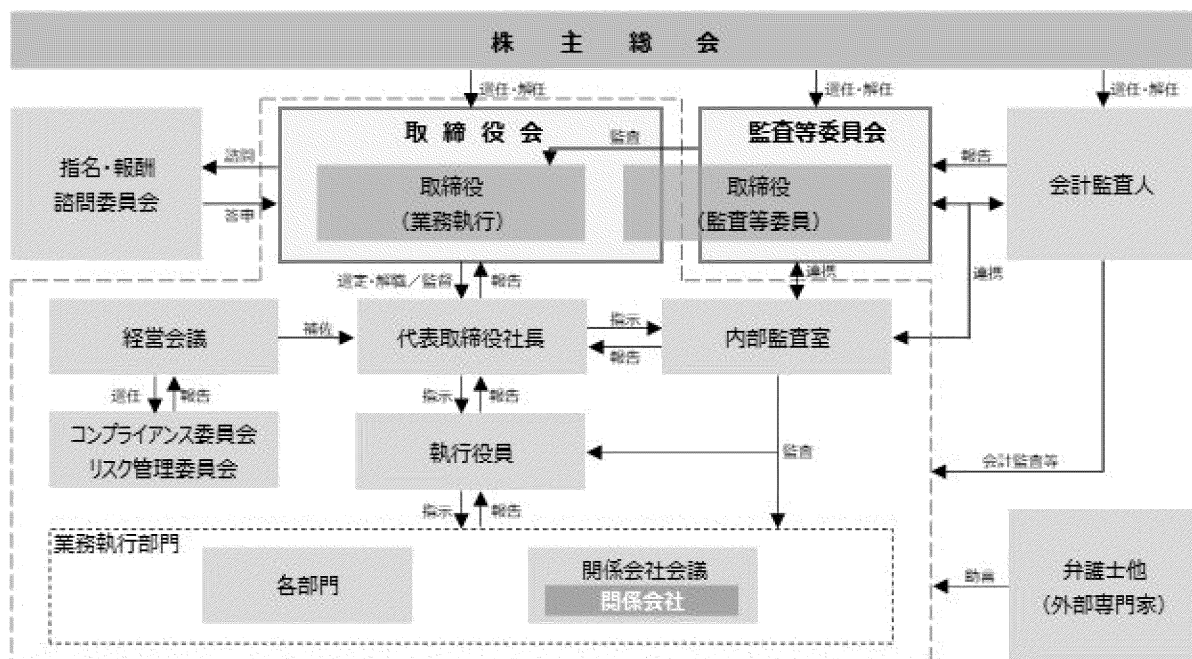
コンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス委員会、リスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置しております。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、社長を含む業務執行役員及び必要に応じて各組織の所属長が参加しております。コンプライアンス委員会は月1回、リスク管理委員会は3か月に1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。

(i) 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計に関する監査を受けております。

b. コーポレート・ガバナンスの体制

本書提出日現在における当社のコーポレート・ガバナンスの体制は、以下のとおりであります。



c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制について、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役に於て決議しており、当該基本方針に基づいた整備を行っております。

1 取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a 「基本理念」と「企業行動規範」を、取締役が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- b 取締役会、経営会議が意思決定を行い、相互牽制機能を持たせます。
- c 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めます。
- d 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを整備・運用し、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保します。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- a 法令および文書管理規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し保存します。
- b 取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。

3 損失の危険に関する規程その他の体制

- a リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。



- b リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。
- c 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 経営の監督と執行を分離し、取締役会が独立した客観的な立場から、当社及び当社子会社の業務執行に対する経営監督機能を担います。
  - b 業務執行機能を担う執行役員の責任の所在を明確にした上で業務執行に係る決定を原則として代表取締役社長に委任します。
  - c 取締役会規程、経営会議規程、執行役員規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図ります。
  - d 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
- 5 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a 「企業理念」と「企業行動指針」を、使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。その徹底を図るため経営管理部が全社を横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行います。
  - b 内部監査室は、それぞれの管理部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的にコンプライアンス委員会に報告します。
  - c 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営します。
- 6 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a 当社は、当社子会社に対する担当部署を明確にし、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の管理を行います。
  - b 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告します。
  - c 内部監査室は、当社および当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告します。
- 7 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
  - a 監査等委員会からの要請に応じ、必要に応じて専属のスタッフを配属し、監査業務を補助するものとします。
  - b 専属スタッフの人事考課及び人事異動については、監査等委員会の事前同意を得ます。
  - c 専属スタッフは、監査等委員会の指示に従うものとし、監査等委員でない取締役又は他の使用人等の指揮命令は及ばないものとします。
- 8 当社の監査等委員でない取締役、使用人等及び当社子会社の取締役、監査役、使用人等が監査等委員会に報告するための体制
  - a 当社の監査等委員でない取締役並びに当社子会社の取締役及び監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、遅滞なく監査等委員会へ報告するものとします。
  - b 当社の監査等委員でない取締役、使用人等及び当社子会社の取締役、監査役、使用人等は、定期的又は随時監査等委員会に対し業務報告するものとします。
  - c 監査等委員会が、当社子会社の業務執行について報告を求めたときは、当社子会社の取締役、監査役、使用人等又は当社子会社から報告を受けた当社の監査等委員でない取締役、使用人等は、監査等委員会に速やかに報告するものとします。
  - d 監査等委員会に報告した者に対して、報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底します。
- 9 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a 監査等委員が重要な全社会議体に参加できる体制を整えます。
  - b 監査等委員が重要書類を閲覧できる体制を整えます。
  - c 監査等委員会、内部監査室、会計監査人との連携を図ります。
  - d 監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員会の監査を支える公認会計士、コンサルタント等外部アドバイザーを任用するなど、必要な監査費用を認めるものとします。

#### d. リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として3か月に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、地震、火災等の災害に対処するため、「防災マニュアル」等の各種規程を制定し、不測の事態に備えております。加えて、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### ④ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。2024年3月期において監査を執行した公認会計士は、野澤啓氏、室井秀夫氏の2名であり継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士8名、その他9名であります。なお、当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### ⑤ 社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会は、内部監査室と年間監査計画及び監査報告の共有などを通じて連携を密にし、さらに監査等委員会は必要に応じて内部監査室に助言を行うなど、監査の質的向上を図っております。また、会計監査人とも連携し、効率的かつ実効性のある監査体制を構築しております。内部監査室は内部監査規程に基づき、必要な業務監査を実施する中で相互に連携を取り、さらに必要に応じて会計監査人に助言を求めるなど、監査の実効性の向上に努めております。また、内部統制面についても、内部監査室が当社全体の法令遵守状況や業務リスクを把握し、その整備状況や運用状況の評価や是正に努めており、また、監査等委員会及び会計監査人との意見交換や情報交換を定期的実施することにより、内部統制の有効性を高めております。

#### ⑥ 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、いずれも監査等委員である取締役であります。

各社外取締役と当社との間には、資本的関係、人的関係、取引関係その他の利害関係（社外取締役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社の関係を含む。）はなく、当社に対して独立した立場にあります。

また、社外取締役3名は、桑山清明は上場会社における常勤監査役の経験者、日下健太は公認会計士、一條典子は弁護士であり、それぞれが当社の取締役会及び監査等委員会において、会社の経営に対して専門的見地から、また、客観的かつ中立の立場から監督及び監査を行い、必要に応じて意見を述べております。

当社は、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めております。その選任に際しては、執行役員、支配株主等から独立した立場で、公平・中立な最良のコーポレート・ガバナンスを実現することが可能かを個別に判断しております。

当社は、経営における重要な意思決定と業務執行を監督する機能を持つ取締役会については取締役6名のうち3名を社外取締役としており、また、監査等委員会については監査等委員である取締役3名全員を社外取締役とすることで監査機能を強化しております。

#### ⑦ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内、監査等委員である取締役は、5名以内である旨を定款で定めております。

#### ⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得をすることができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

⑪ 取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑬ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	86,439	86,439	-	-	-	3
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	16,800	16,800	-	-	-	3

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会において年額1億1千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）です。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第21回定時株主総会において、年額2千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	22,312	-
連結子会社	-	-
計	22,312	-

(注) 監査法人に対する報酬については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬として2,337千円を支払っております。

②【その他の重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の規模、監査日数、監査業務の内容等を勘案のうえ、監査等委員会の同意を得て決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより期中レビューを受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,411,983	1,666,477
売掛金	1,295,518	1,289,489
電子記録債権	153,013	116,151
棚卸資産	※1 26,060	※1 22,474
その他	156,129	170,080
貸倒引当金	△6,370	△6,087
流動資産合計	3,036,334	3,258,586
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2, ※3 676,476	※2, ※3 648,304
機械装置及び運搬具（純額）	※2 21,658	※2 24,599
工具、器具及び備品（純額）	※2 74,480	※2 65,272
土地	※3 786,685	※3 786,685
建設仮勘定	24,557	25,932
有形固定資産合計	1,583,858	1,550,794
無形固定資産		
のれん	292,629	306,958
ソフトウェア	101,806	145,260
ソフトウェア仮勘定	85,078	16,527
その他	1,172	1,147
無形固定資産合計	480,686	469,894
投資その他の資産		
投資有価証券	16,483	10,510
長期貸付金	27,693	28,182
繰延税金資産	128,800	143,749
その他	73,664	77,264
投資その他の資産合計	246,640	259,705
固定資産合計	2,311,186	2,280,394
資産合計	5,347,520	5,538,981

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当連結会計年度 (2024年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金		391,872		345,013
短期借入金	※4	800,000	※4	600,000
1年内返済予定の長期借入金	※3	467,952	※3	510,008
未払費用		584,197		672,630
未払法人税等		50,775		49,982
契約負債		21,967		2,981
賞与引当金		149,848		168,129
ポイント引当金		43,681		34,018
その他		348,878		434,286
流動負債合計		2,859,173		2,817,050
固定負債				
長期借入金	※3	1,633,974	※3	1,778,157
退職給付に係る負債		8,305		9,790
資産除去債務		47,950		48,239
その他		20,246		14,936
固定負債合計		1,710,475		1,851,123
負債合計		4,569,649		4,668,174
純資産の部				
株主資本				
資本金		229,491		229,491
資本剰余金		90,991		90,991
利益剰余金		438,315		532,139
株主資本合計		758,797		852,621
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		2,860		△89
為替換算調整勘定		5,099		7,761
その他の包括利益累計額合計		7,959		7,671
非支配株主持分		11,112		10,513
純資産合計		777,870		870,807
負債純資産合計		5,347,520		5,538,981

## 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,469,257
売掛金		1,344,671
電子記録債権		94,905
棚卸資産	※	23,112
その他		165,100
貸倒引当金		△7,604
流動資産合計		<u>3,089,442</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）		682,456
機械装置及び運搬具（純額）		22,549
工具、器具及び備品（純額）		47,775
土地		786,685
建設仮勘定		3,460
有形固定資産合計		<u>1,542,926</u>
無形固定資産		
のれん		285,250
その他		138,111
無形固定資産合計		<u>423,362</u>
投資その他の資産		
投資有価証券		10,463
長期貸付金		30,437
繰延税金資産		140,969
その他		79,855
投資その他の資産合計		<u>261,725</u>
固定資産合計		<u>2,228,014</u>
資産合計		<u>5,317,457</u>



(単位：千円)

当中間連結会計期間  
(2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	305,722
短期借入金	950,000
1年内返済予定の長期借入金	473,056
未払費用	670,353
未払法人税等	31,736
賞与引当金	171,294
ポイント引当金	24,796
その他	310,099
流動負債合計	2,937,059
固定負債	
長期借入金	1,439,159
退職給付に係る負債	10,186
資産除去債務	48,384
その他	16,429
固定負債合計	1,514,159
負債合計	4,451,218
純資産の部	
株主資本	
資本金	229,491
資本剰余金	88,342
利益剰余金	536,977
株主資本合計	854,810
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	△120
為替換算調整勘定	△1,025
その他の包括利益累計額合計	△1,146
非支配株主持分	12,573
純資産合計	866,238
負債純資産合計	5,317,457

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
売上高	※1	9,555,606	※1	9,848,013
売上原価		7,682,369		7,747,537
売上総利益		1,873,237		2,100,475
販売費及び一般管理費	※2	1,773,992	※2	1,962,945
営業利益		99,245		137,530
営業外収益				
受取利息及び配当金		71		2,918
不動産賃貸料		39,810		44,674
助成金収入		93,792		—
その他		13,408		17,976
営業外収益合計		147,082		65,569
営業外費用				
支払利息		18,077		19,556
不動産賃貸費用		9,305		11,250
一時帰休費用		127,515		—
その他		6,183		3,820
営業外費用合計		161,081		34,626
経常利益		85,245		168,473
特別利益				
投資有価証券売却益		—		4,670
特別利益合計		—		4,670
特別損失				
出資金評価損		3,463		—
特別損失合計		3,463		—
税金等調整前当期純利益		81,781		173,143
法人税、住民税及び事業税		56,584		65,602
法人税等調整額		27,236		△14,952
法人税等合計		83,821		50,650
当期純利益又は当期純損失(△)		△2,039		122,492
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△93		△1,212
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,946		123,705

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,039	122,492
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,202	△2,950
為替換算調整勘定	1,342	3,275
その他の包括利益合計	※ 3,545	※ 325
包括利益	1,505	122,818
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,583	123,416
非支配株主に係る包括利益	△77	△598

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
売上高	5,305,482
売上原価	4,140,959
売上総利益	1,164,522
販売費及び一般管理費	※ 1,079,228
営業利益	85,294
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,644
不動産賃貸料	22,001
その他	4,655
営業外収益合計	29,301
営業外費用	
支払利息	11,197
不動産賃貸費用	5,238
その他	4,269
営業外費用合計	20,705
経常利益	93,891
税金等調整前中間純利益	93,891
法人税、住民税及び事業税	26,823
法人税等調整額	2,891
法人税等合計	29,715
中間純利益	64,176
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)	△425
親会社株主に帰属する中間純利益	64,601

## 【中間連結包括利益損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	64,176
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△30
為替換算調整勘定	△8,950
その他の包括利益合計	△8,981
中間包括利益	55,194
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	55,783
非支配株主に係る中間包括利益	△589

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	229,491	90,991	470,143	790,625
当期変動額				
剰余金の配当			△29,881	△29,881
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,946	△1,946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△31,827	△31,827
当期末残高	229,491	90,991	438,315	758,797

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	657	3,772	4,430	7,659	802,715
当期変動額					
剰余金の配当					△29,881
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△1,946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,202	1,326	3,529	3,453	6,982
当期変動額合計	2,202	1,326	3,529	3,453	△24,845
当期末残高	2,860	5,099	7,959	11,112	777,870

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	229,491	90,991	438,315	758,797
当期変動額				
剰余金の配当			△29,881	△29,881
親会社株主に帰属する当期純利益			123,705	123,705
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	93,823	93,823
当期末残高	229,491	90,991	532,139	852,621

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,860	5,099	7,959	11,112	777,870
当期変動額					
剰余金の配当					△29,881
親会社株主に帰属する当期純利益					123,705
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,950	2,661	△288	△598	△887
当期変動額合計	△2,950	2,661	△288	△598	92,936
当期末残高	△89	7,761	7,671	10,513	870,807

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	81,781	173,143
減価償却費	127,453	177,624
のれん償却額	36,420	55,670
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,884	18,280
受取利息及び受取配当金	△71	△2,918
支払利息	18,077	19,556
売上債権の増減額 (△は増加)	△132,046	43,138
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△3,847	3,585
仕入債務の増減額 (△は減少)	52,298	△46,858
未払費用の増減額 (△は減少)	△7,053	86,888
その他	180,236	△311
小計	356,131	527,801
利息及び配当金の受取額	39	2,713
利息の支払額	△17,798	△18,011
法人税等の支払額	△34,807	△66,469
その他	△3,218	33,424
営業活動によるキャッシュ・フロー	300,345	479,457
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△123,029	△78,011
無形固定資産の取得による支出	△16,659	△111,537
貸付金の回収による収入	—	2,583
その他	△2,732	2,995
投資活動によるキャッシュ・フロー	△142,422	△183,970
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	350,000	△200,000
長期借入れによる収入	81,613	600,000
長期借入金の返済による支出	△540,777	△413,761
配当金の支払額	△29,881	△29,881
その他	3,530	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△135,515	△43,642
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,080	2,649
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	24,489	254,494
現金及び現金同等物の期首残高	1,387,494	1,411,983
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,411,983	※ 1,666,477



## 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	86,746
減価償却費	79,726
のれん償却額	21,707
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,164
受取利息及び受取配当金	△2,644
支払利息	11,197
売上債権の増減額 (△は増加)	△33,749
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△638
仕入債務の増減額 (△は減少)	△39,290
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,274
その他	△76,867
小計	47,076
利息の受取額	2,786
利息の支払額	△10,806
法人税等の支払額	△38,054
その他	16,763
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,765
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△46,906
無形固定資産の取得による支出	△2,649
子会社株式の取得による支出	△70,000
貸付による支出	△11,041
貸付金の回収による収入	6,495
その他	△2,276
投資活動によるキャッシュ・フロー	△126,378
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	350,000
長期借入れによる収入	226,240
長期借入金の返済による支出	△602,190
配当金の支払額	△59,763
財務活動によるキャッシュ・フロー	△85,712
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,894
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△197,220
現金及び現金同等物の期首残高	1,666,477
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,469,257

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 7社

株式会社 P O H  
株式会社 J - H O L  
POH RECRUITMENT (THAILAND) Co., Ltd.  
POH (MYANMAR) COMPANY LIMITED  
Technosmile (India) Private Limited  
A T E X株式会社  
株式会社クラウドナイン

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、POH RECRUITMENT (THAILAND) Co., Ltd. (12月31日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、POH RECRUITMENT (THAILAND) Co., Ltd.については、同社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた同社との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### a. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### b. 棚卸資産

製品、仕掛品、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく薄価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### a. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～47年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～20年

b. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）、販売用ソフトウェアについては販売可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

c. ポイント引当金

従業員に付与したポイントの使用による支出に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

人材派遣事業等に係る収益について、当社グループは、主に従業員を得意先に派遣し役務を提供する履行義務を負っております。主として役務の提供に応じて、当該履行義務が充足されると判断し、派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。

請負事業等に係る収益について、当社グループは、主に支給を受けた部材を加工する履行義務を負っております。履行義務は顧客から委託された加工業務が完了し、顧客による検収を受けた時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

海外人材サポート事業等に係る収益について、当社グループは、主に外国人就労者への日本国内への受入サービス及び日本語等の教育を行う履行義務を負っております。主としてサービスの提供が完了した一時点において、当該履行義務が充足されると判断し、役務提供の完了時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、主として10年間の定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,550,794千円
無形固定資産	469,894千円
減損損失	－千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 計上した金額の算出方法

管理会計上の区分等をもとに、事業別に資産のグルーピングを行い、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額を行い、当該減少額を当期の損失として処理しております。

② 主要な仮定

当連結会計年度における固定資産に係る減損の認識の要否の検討は、事業別の将来の事業計画等を基礎としております。当該事業計画は、市場動向等について合理的な仮定をおいて策定しております。市場動向等は、主要顧客である自動車業界等の生産状況及び海外人材の入国状況等の影響を受けるため不確実性があります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、将来の事業計画の達成が困難となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失が計上される可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
製品	8,209千円	7,089千円
仕掛品	1,924	1,572
原材料	15,926	13,812
計	26,060	22,474

※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	977,613千円	1,056,715千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
建物	335,532千円	311,629千円
土地	234,372	234,372
計	569,904	546,001

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	58,632千円	63,518千円
長期借入金	481,099	422,467
計	539,731	485,985

※4 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りです。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
当座貸越極度	1,650,000千円	1,650,000千円
借入実行残高	800,000	600,000
差引額	850,000	1,050,000

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「6 経理の状況 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表注記事項 (収益認識関係) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」を参照ください。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給料及び手当	941,545千円	995,061千円
貸倒引当金繰入額	3,545	2,154

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,255千円	307千円
組替調整額	—	△4,670
税効果調整前	3,255	△4,363
税効果額	△1,052	1,412
その他有価証券評価差額金	2,202	△2,950
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,342	3,275
その他の包括利益合計	3,545	325

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	19,921	—	—	19,921
合計	19,921	—	—	19,921
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会 計年度期 首	増加	減少	当連結会 計年度末	
発行者 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計			—	—	—	—	

(注) 当社は、ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単位を本源的価値により算定しております。付与日時点におけるストック・オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	29,881	1,500	2022年3月31日	2022年6月30日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	29,881	利益剰余金	1,500	2023年3月31日	2023年6月30日

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	19,921	-	-	19,921
合計	19,921	-	-	19,921
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会 計年度期 首	増加	減少	当連結会 計年度末	
発行者 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計		-	-	-	-	-

(注) 当社は、ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単  
位を本源的価値により算定しております。付与日時点におけるストック・オプションの単位当たりの本源的価値  
は0円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	29,881	1,500	2023年3月31日	2023年6月30日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	59,763	利益剰余金	3,000	2024年3月31日	2024年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	1,411,983千円	1,666,477千円
現金及び現金同等物	1,411,983	1,666,477



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金又は電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式で、それぞれの発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払費用は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達、長期借入金は主に事業拡大への対応に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社は、財務担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

長期借入金については、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利により借入を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	6,483	6,483	—
資産計	6,483	6,483	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	2,101,927	2,094,088	△7,838
負債計	2,101,927	2,094,088	△7,838

(\*1) 現金は記載を省略しており、預金、売掛金、電子記録債権、短期借入金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)
非上場株式	10,000

当連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	510	510	—
資産計	510	510	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	2,288,166	2,270,496	△17,669
負債計	2,288,166	2,270,496	△17,669

(\*1) 現金は記載を省略しており、預金、売掛金、電子記録債権、短期借入金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2024年3月31日)
非上場株式	10,000

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,411,983	—	—	—
売掛金	1,295,518	—	—	—
電子記録債権	153,013	—	—	—

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,666,477	—	—	—
売掛金	1,289,489	—	—	—
電子記録債権	116,151	—	—	—

2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	800,000	—	—	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	467,952	336,702	387,180	331,840	235,936	342,313

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	600,000	—	—	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	510,008	475,474	417,664	321,760	180,629	382,628

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	6,483	—	—	6,483
資産計	6,483	—	—	6,483

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式				
	510	—	—	510
資産計	510	—	—	510

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	—	2,094,088	—	2,094,088
負債合計	—	2,094,088	—	2,094,088

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	—	2,270,496	—	2,270,496
負債合計	—	2,270,496	—	2,270,496

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2023年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの)			
株式	6,483	2,256	4,227
合計	6,483	2,256	4,227

(注) 非上場株式等 (連結貸借対照表計上額 10,000千円) については、市場価格のない株式等に該当するため、上記の表には含めておりません。

当連結会計年度 (2024年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの)			
株式	510	646	△136
合計	510	646	△136

(注) 非上場株式等 (連結貸借対照表計上額 10,000千円) については、市場価格のない株式等に該当するため、上記の表には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	6,280	4,670	—
(2) 債券	—	—	—
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	6,280	4,670	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の子会社は、従業員の退職給付に備えるため、確定給付型の退職一時金制度を採用しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	9,908千円	8,305千円
退職給付費用	△1,458	1,515
退職給付の支払額	145	30
退職給付に係る負債の期末残高	8,305	9,790

(2) 退職給付債務と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	8,305千円	9,790千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,305	9,790
退職給付に係る負債	8,305	9,790
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,305	9,790

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前連結会計年度	△1,458千円	当連結会計年度	1,515千円
----------------	---------	----------	---------	---------

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプションの付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円のため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 32,000株	普通株式 8,000株
付与日	2021年2月28日	2021年7月31日
権利確定条件	「第5発行者の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5発行者の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年3月1日 至 2028年2月29日	自 2023年8月1日 至 2028年7月31日

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社子会社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	2021年8月31日
権利確定条件	「第5発行者の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年9月1日 至 2028年8月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2024年12月9日付株式分割(1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算してあります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	8,000	4,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	8,000	4,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	32,000	—	—
権利確定	—	8,000	4,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	32,000	8,000	4,000

(注) 2024年12月9日付株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	3,750	3,750	3,750
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2024年12月9日付株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、付与日における公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

権利が確定しているため、該当事項はありません。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |   |     |
|---|-----|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額                           | —千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |



## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	107,088千円	97,438千円
賞与引当金	45,825	51,389
未払社会保険料	6,317	7,032
ポイント引当金	13,305	10,362
資産除去債務	17,926	18,014
減価償却超過額	10,329	9,801
その他	16,283	15,638
繰延税金資産小計	217,076	209,676
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△57,663	△35,747
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△22,060	△22,148
評価性引当額小計	△79,724	△57,896
繰延税金資産合計	137,351	151,779
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除却費用	△8,551	△8,030
その他有価証券評価差額金	△1,366	—
繰延税金負債合計	△9,917	△8,030
繰延税金資産の純額	127,433	143,749

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	107,088	107,088千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△57,663	△57,663千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	49,424	49,424千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります

(b) 税務上の繰越欠損金107,088千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産49,424千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込により、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	97,438	97,438千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△35,747	△35,747千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	61,690	61,690千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります

(b) 税務上の繰越欠損金97,438千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産61,690千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

また、当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、愛知県豊田市その他の地域において、賃貸用の土地及び工場を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は30,504千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は33,424千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	511,532	476,766
期中増減額	△34,766	27,354
期末残高	476,766	504,121
期末時価	377,307	418,723

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は、貸借部分の減少であります。当連結会計年度の主な増加額は、賃貸部分の増加であります。
3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の収益認識の事業区分別の収益の分解と財及びサービスとの関連は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 千円)

区分	事業区分		合計
	ファクトリー&サービス系事業	テクノロジー系事業	
派遣	5,254,748	2,180,671	7,435,420
請負	972,226	552,727	1,524,954
その他	595,231	—	595,231
顧客との契約から生じる収益	6,822,207	2,733,399	9,555,606
外部顧客への売上高	6,822,207	2,733,399	9,555,606

(注) 「その他」の区分には、海外人材サポート事業等を含んでおります。

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 千円)

区分	事業区分		合計
	ファクトリー&サービス系事業	テクノロジー系事業	
派遣	5,441,519	1,863,488	7,305,008
請負	1,139,045	607,395	1,746,440
その他	796,564	—	796,564
顧客との契約から生じる収益	7,377,129	2,470,883	9,848,013
外部顧客への売上高	7,377,129	2,470,883	9,848,013

(注) 「その他」の区分には、海外人材サポート事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位: 千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,316,300	1,448,532
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,448,532	1,405,641
契約負債(期首残高)	—	21,967
契約負債(期末残高)	21,967	2,981

契約負債は、主に顧客との契約に基づく海外人材サービスに関するサービス利用の対価として顧客から受領する前受金に関するものであり、連結貸借対照表上、契約負債として表示しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は21,967千円であります。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額はあり  
ません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が  
1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との  
契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社グループは、総合人材サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社グループは、総合人材サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
トヨタ自動車関連グループ (※)	4,719,286	総合人材サービス事業

(注) トヨタ自動車関連グループの定義を、トヨタ自動車株式会社による株式出資比率が20%以上である先とし、当社が把握できる範囲において会社を特定し、集計しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
トヨタ自動車関連グループ (※)	4,629,197	総合人材サービス事業

(注) トヨタ自動車関連グループの定義を、トヨタ自動車株式会社による株式出資比率が20%以上である先とし、当社が把握できる範囲において会社を特定し、集計しております。

**【関連当事者情報】**

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,924.50円	2,159.26円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△4.89円	310.49円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は当期純損失については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2024年11月8日開催の取締役会決議により、2024年12月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△1,946	123,705
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△1,946	123,705
普通株式の期中平均株式数(株)	398,420	398,420
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数2,200個(普通株式44,000株))。 なお、新株予約権の概要は「第5発行者の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数2,200個(普通株式44,000株))。 なお、新株予約権の概要は「第5発行者の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2024年11月8日開催の取締役会決議により、2024年12月9日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2024年12月6日開催の臨時株主総会決議により、2024年12月9日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の割合及び時期

2024年12月8日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき20株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	19,921株
今回の分割により増加する株式数	378,499株
株式分割後の発行済株式総数	398,420株
株式分割後の発行可能株式総数	1,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2024年11月22日
基準日	2024年12月8日
効力発生日	2024年12月9日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2024年12月9日より新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第5回新株予約権	75,000円	3,750円
第6回新株予約権	75,000	3,750
第7回新株予約権	75,000	3,750

3. 単元株制度の採用

2024年12月9日を効力発生日として普通株式の単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※ 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
製品	7,479千円
仕掛品	1,852
原材料	13,781
計	23,112

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給料及び手当	541,560千円
貸倒引当金繰入額	1,516

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	1,469,257千円
現金及び現金同等物	1,469,257

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	59,763	3,000	2024年3月31日	2024年6月28日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の収益認識の事業区分別の収益の分解と財及びサービスとの関連は次のとおりであります。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

区分	事業区分		合計
	ファクトリー&サービス系事業	テクノロジー系事業	
派遣	2,914,788	1,002,920	3,917,709
請負	586,494	345,251	931,746
その他	455,043	983	456,026
顧客との契約から生じる収益	3,956,326	1,349,155	5,305,482
外部顧客への売上高	3,956,326	1,349,155	5,305,482

(注) 「その他」の区分には、海外人材サポート事業等を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社グループは、総合人材サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	162.14円
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	64,601
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益(千円)	64,601
普通株式の期中平均株式数(株)	398,420
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の 数2,200個(普通株式44,000 株))。 なお、新株予約権の概要は「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2024年11月8日開催の取締役会決議により、2024年12月9日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2024年12月6日開催の臨時株主総会決議により、2024年12月9日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を図ることを目的としております。

## 2. 株式分割の概要

### (1) 分割の割合及び時期

2024年12月8日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき20株の割合をもって分割いたしました。

### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	19,921株
今回の分割により増加する株式数	378,499株
株式分割後の発行済株式総数	398,420株
株式分割後の発行可能株式総数	1,000,000株

### (3) 分割の日程

基準日公告日	2024年11月22日
基準日	2024年12月8日
効力発生日	2024年12月9日

### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

### (5) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2024年12月9日より新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第5回新株予約権	75,000円	3,750円
第6回新株予約権	75,000円	3,750円
第7回新株予約権	75,000円	3,750円

## 3. 単元株制度の採用

2024年12月9日を効力発生日として普通株式の単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	800,000	600,000	0.49	-
1年以内に返済予定の長期借入金	467,952	510,008	0.79	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,633,974	1,778,157	0.80	2025年～2036年
合計	2,901,927	2,888,166	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	475,474	417,664	321,760	180,629

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支部（注）1. 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支部（注）1. 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.technosmile.co.jp/">https://www.technosmile.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注） 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年1月31日	(株)ソミック石川代表取締役齊藤 要	東京都墨田区本所1丁目34-6	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	尾崎 英外	—	当社の元役員	100	3,900,000 (39,000) (注) 3	移転前所有者からの希望による譲渡
2024年1月31日	(株)ソミック石川代表取締役齊藤 要	東京都墨田区本所1丁目34-6	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	吉武 一郎	—	当社の取引先	50	1,950,000 (39,000) (注) 3	移転前所有者からの希望による譲渡
2024年3月31日	後藤 元秀	—	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	阿部 健哉	—	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名) 当社の元役員	300	10,500,000 (35,000) (注) 3	移転前所有者からの希望による譲渡

- (注) 1. 当社は、2025年3月17日にTOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が翌事業年度の初日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう)の末日(2023年3月31日)から起算して2年前(2021年3月31日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存されるものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
3. 移動価格算定方式は次のとおりであります。
- 簿価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

### 2【取得者の概況】

該当事項はありません。

### 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社あけぼの（注） 1、 2	名古屋市名東区貴船2-1809	136,600	30.88
株式会社アウトソーシング（注） 2	東京都千代田区丸の内1-8-3	74,000	16.73
馬見塚 讓（注） 2、 3	名古屋市名東区	53,000 (16,000)	11.98 (3.62)
山下 文明（注） 2、 4	福岡県宗像市	28,300	6.40
三井屋工業株式会社（注） 2	愛知県豊田市三軒町3-1	16,500	3.73
朽木 佐和子（注） 2	—	14,600	3.30
宮井 竜仁（注） 2	—	14,600	3.30
山内 則明（注） 2	—	9,600	2.17
丹藤 潔（注） 2	—	6,800	1.54
阿部 健哉（注） 2	—	6,000	1.36
その他38名	—	82,420 (28,000)	18.63 (6.33)
計	—	442,420 (44,000)	100.00 (9.95)

- (注) 1. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）  
2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）  
3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）  
4. 当社従業員  
5. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。  
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
7. 2024年12月9日付で株式分割（普通株式1株を20株に分割）を行っており、上記の株式数は、株式分割後の株式数を記載しております。

# 独立監査人の監査報告書

2025 年 2 月 5 日

株式会社テクノスマイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

野澤啓

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

室井秀夫

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノスマイルの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノスマイル及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 2 月 5 日

株式会社テクノスマイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

野澤啓

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

室井秀夫

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノスマイルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノスマイル及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上